



SCB

経済金融情報

No.2025-5

(2025. 9. 26)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

上席主任研究員 大橋 一平

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

最低賃金引上げに伴う中小企業の平均賃金への直接的な影響

視 点

最低賃金が大幅に引き上げられる中、改定後の最低賃金の水準を下回る労働者の割合（影響率）は上昇傾向にあり、2024年度の厚生労働省の調査では、従業者30人未満の事業所で働く労働者の2割強に達している。こうした状況下、最低賃金引上げが労働者全体の平均賃金に与える影響は拡大していく可能性がある。本稿では、主に中小企業で働く労働者を対象に、2025年度の影響率に加え、最低賃金引上げが平均賃金に与える影響について試算を行った。

要 旨

- 影響率は小規模事業所で2割程度まで上昇している。最低賃金引上げがもたらす労働者全体で見た平均賃金への影響も拡大しているとみられる。
- 中小企業の影響率は2024年度の23.7%から2025年度には34.2%まで上昇するという試算結果が得られた。最低賃金引上げの影響を直接的に享受する労働者の割合は引き続き上昇傾向にある。
- 都道府県別にみると、地方を中心に影響率が高く、最も高い秋田県では4割強と半数近い労働者が最低賃金近傍の時給となっている。
- 最低賃金引上げが、時間当たり所定内賃金額に与える影響を試算したところ、押上げ率の全国平均は上昇傾向にあり、2025年度は1.9%押し上げられるとの結果が得られた。
- 押上げ率について都道府県別にみると、影響率上位の都道府県が上位に位置しており、秋田県などでは約+3%と最近の物価上昇率を上回る押上げ率となっている。
- もっとも、最低賃金の引上げは個別企業の収益や労使関係と必ずしも関係なく半ば受け身で決まる性格のものであり、日本経済の持続的な成長に向けて期待される賃金と物価の好循環とは必ずしも馴染まない。賃上げとその価格転嫁、生産性の改善などの取組みが広がり、それが相互に影響しあうことで、前向きな循環につながっていくことが期待される。

キーワード 最低賃金、賃上げ、中小企業、都道府県別

目 次

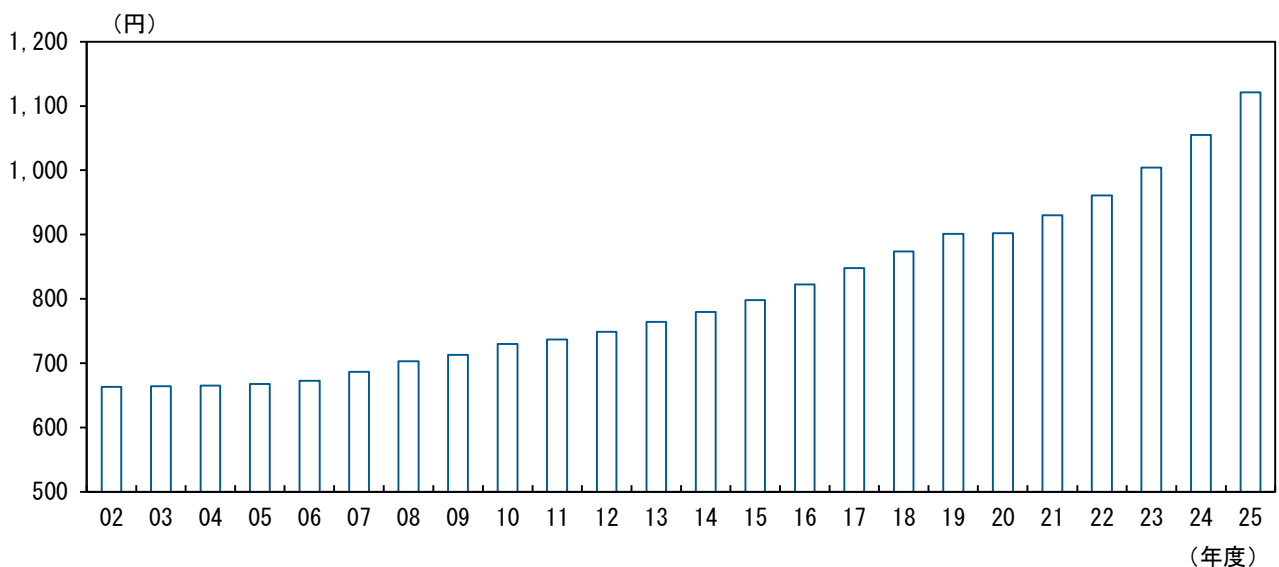
1. 最低賃金は全都道府県で時給1,000円を突破
2. 2025年度の影響率の試算結果
3. 最低賃金引上げによる平均賃金への影響
4. 最低賃金1,500円へ向けて

1. 最低賃金は全都道府県で時給 1,000 円を突破

全都道府県の 2025 年度の最低賃金が出揃った（図表 1、2）。最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めたものだが、すでに報じられているとおり全都道府県で時給 1,000 円の大台を突破し、政府が目指す 2020 年代の「最低賃金 1,500 円以上」に向け、1,000 円という大きなハードルを何とか超えた格好となった。

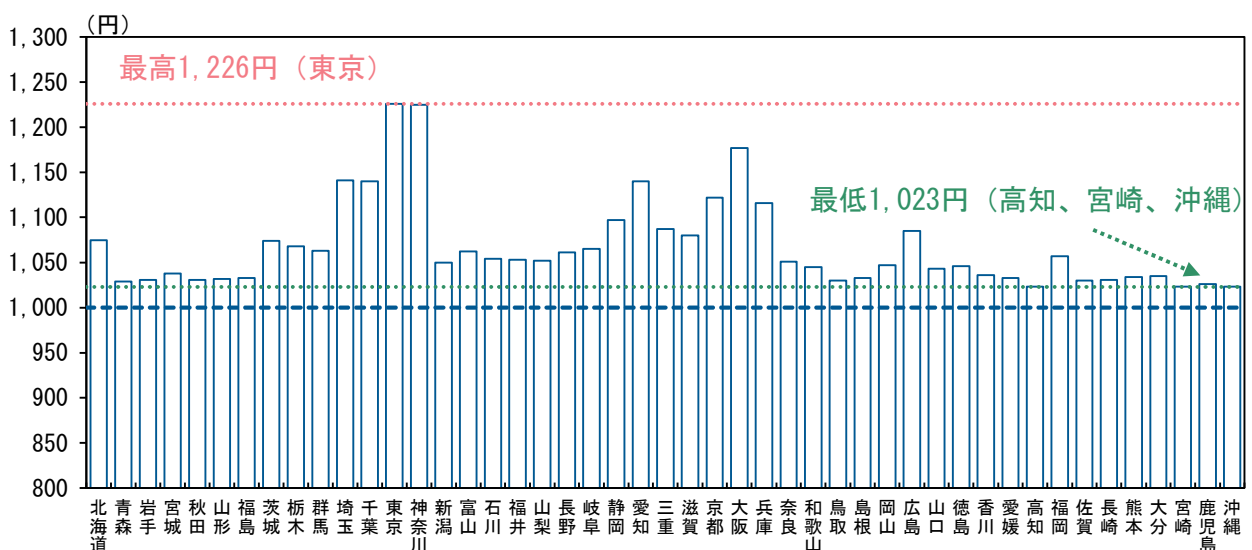
都道府県別にみると、最も高い東京都の 1,226 円に対して、最低となる高知県、宮崎県、沖縄県は 1,023 円と低く、最低賃金の格差は大きい（最高と最低の差は 203 円）。都市部に比べて水準が大きく劣る地方は、企業が直面する収益環境が比較的厳しいと言われることが多い。そうした中であっても、最低賃金引上げに向けた労働者側からの圧力は、格差是正といった観点も相俟って強い状況にあるものとみられる。

（図表 1）最低賃金（全国）の推移



（備考） 1. 各都道府県の労働者数でウェイト付けした加重平均値
2. 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」より作成

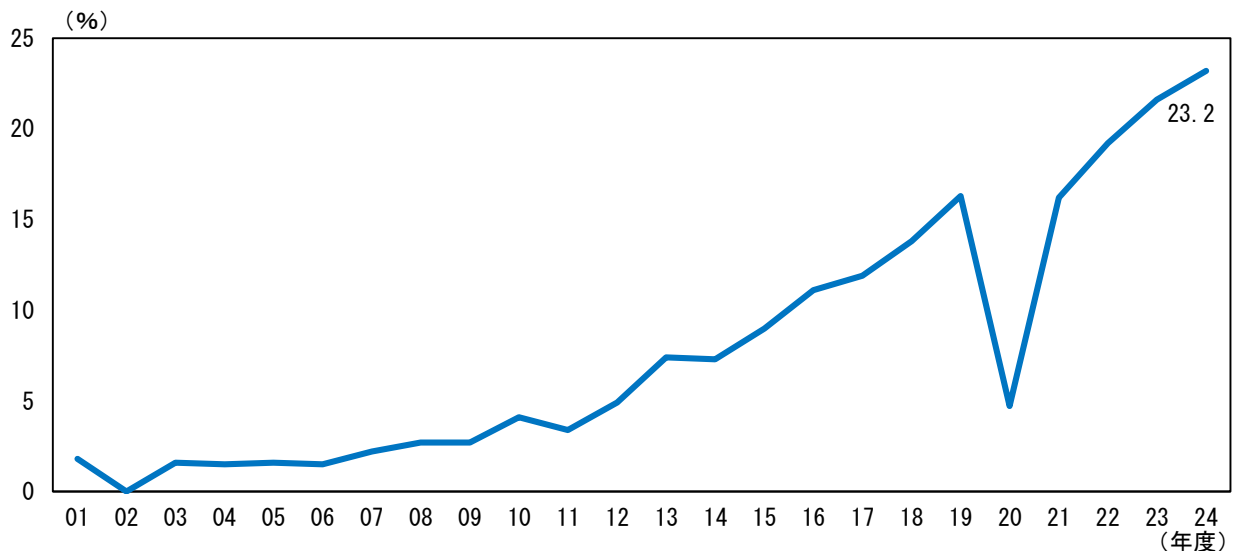
（図表 2）都道府県別最低賃金（2025 年度）



（備考）厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」より作成

厚生労働省に設置される中央最低賃金審議会の資料をみると、最低賃金を改定した後に改定後の最低賃金の水準を下回る労働者の割合をあらわす「影響率」¹は、同資料で遡及可能な 2001 年度以降、上昇傾向にあり、従業者 30 人未満の小規模事業所では 23.2%まで上昇している（図表 3）。最低賃金未満の労働者比率を示す影響率が上昇するにつれて最低賃金をもたらす労働者全体で見た平均賃金への影響も拡大しているとみられる。本稿では、その影響について試算を試みた。

（図表 3）最低賃金未満比率の推移（従業者 30 人未満事業所＜製造業等は 100 人未満＞）



- （備考） 1. 各年 6 月時点調査
 2. 各年の最低賃金を改定した後に改定後の最低賃金の水準を下回る労働者の割合
 3. 第 71 回中央最低賃金審議会の資料を基に作成

2. 2025 年度の影響率の試算結果

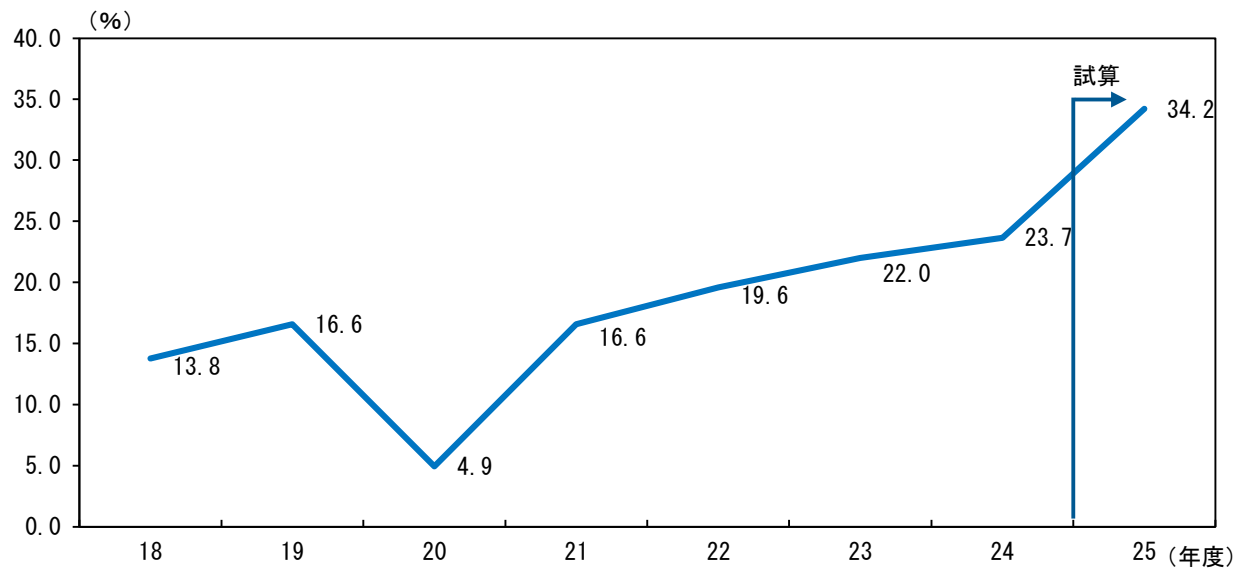
平均賃金への影響の試算は、従業者 100 人未満の事業所を対象とした²。それに先立ち、まずは 2025 年度の影響率について試算を行った（試算方法の概要については BOX を参照）。厚生労働省が調査する「最低賃金に関する基礎調査」を用いて、一定の前提のもとで 2025 年度の影響率を試算したところ、従業者 100 人未満の事業所では、2024 年度の 23.7%から 2025 年度は 34.2%まで上昇する結果となった（図表 4）。

ただし、試算では、2024 年度の最低賃金見直し後の給与テーブル改定において、最低賃金見直しの直接的な影響を受けない労働者にかかる給与については、給与テーブル見直し前後で不変とするなど複数の前提を置いている点に留意が必要である。一般論ではあるが、最低賃金を上回るゾーンについても一定程度的見直しが行われるケースが少なくないため、試算された影響率の水準については一定の幅をもってみる必要がある。

¹ 影響率は、例えば、改定後の最低賃金が 1,000 円だった場合、時給 1,000 円未満の従業者数を分子とし、全従業者数を分母として計算される割合。

² 中央最低賃金審議会に提出された資料では、従業者 30 人未満事業所が集計されているが、製造業等については従業者 100 人未満事業者が集計されている。製造業等の「等」に該当する産業が不明であるほか、今回の試算で用いた「最低賃金に関する基礎調査」における産業分類は、「製造業」と「製造業以外」の 2 分類に限られている。このため、今回の試算では、全ての産業について従業者 100 人未満事業所を対象として集計することとした。

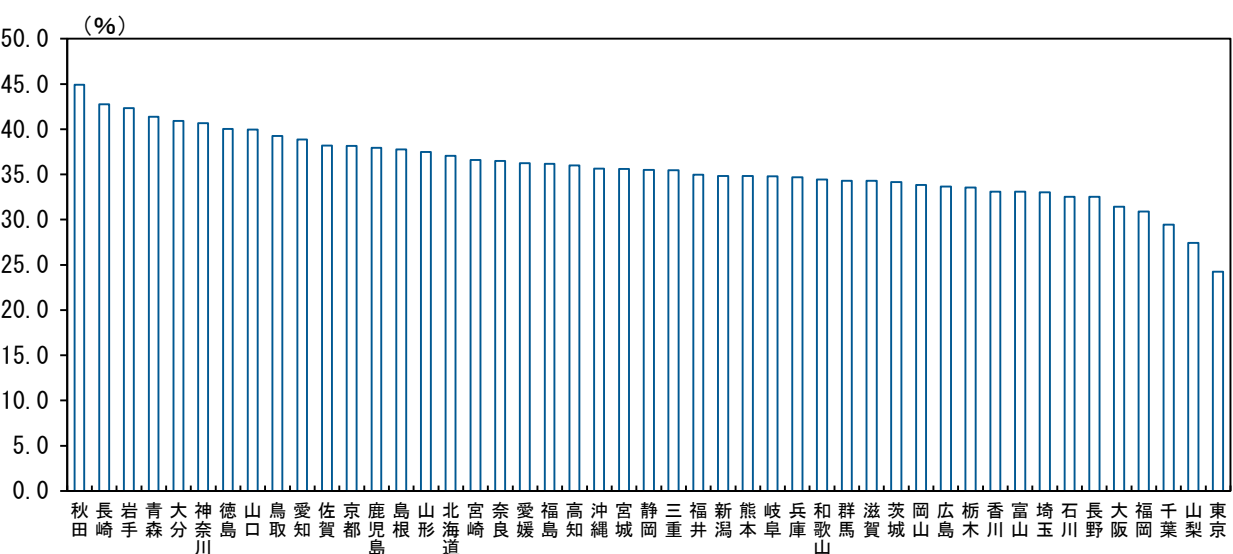
(図表 4) 従業者 100 人未満事業所における影響率の試算結果



(備考) 1. 試算における主な前提は以下のとおり
(1) 時間当たり所定内賃金額階層別にみた見直し後の最低賃金以下の労働者が見直し後の最低賃金と同額まで引き上げられる一方、それ以外の労働者の賃金は不変
(2) 2025 年度の労働者数は 2024 年度から横ばい
2. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

上記試算を都道府県別に行なってみると、最も影響率が高いのは秋田県 (44.9%) となり、上位には地方の県が目立つ。一方、最も低いのは東京都 (24.2%) となった (図表 5)。こうした結果となった要因として、地方を中心に、企業が直面する収益環境の厳しさなどもあってか、最低賃金を超える労働者にかかる給与テーブルを見直すことが難しく、最低賃金が引き上げられるにつれて、最低賃金近傍の労働者が増加してきた可能性などが考えられる。

(図表 5) 従業者 100 人未満事業所における影響率の試算結果 (都道府県別)

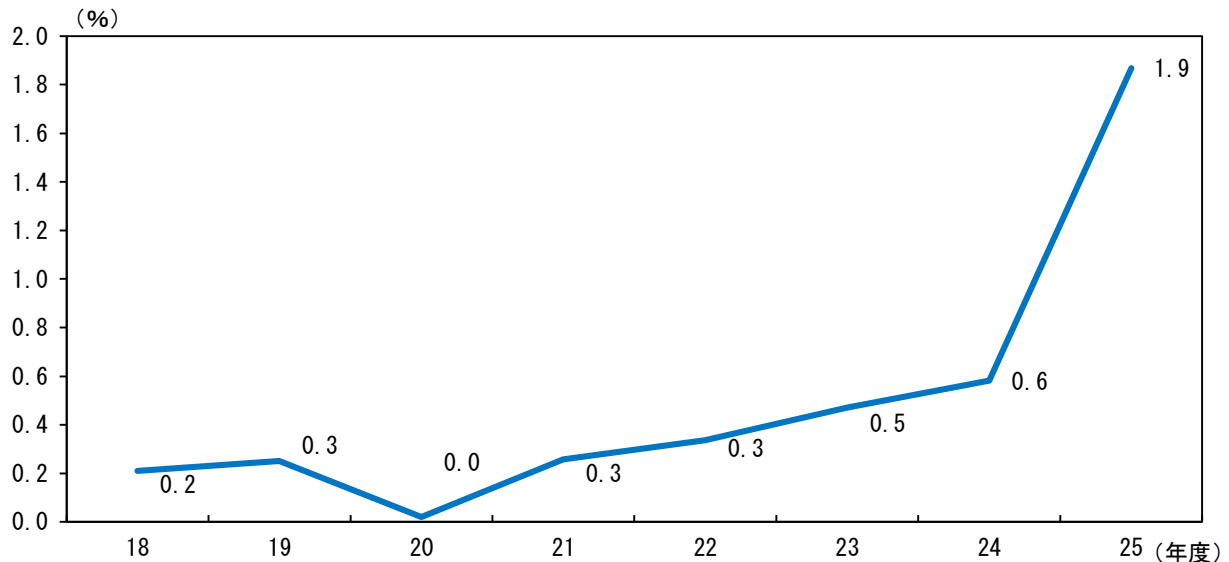


(備考) 1. 試算の方法は図表 4 と同様
2. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

3. 最低賃金引上げによる平均賃金への影響

それでは最低賃金引上げにより、労働者全体の平均賃金はどの程度押し上げられるのだろうか。ここでも「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算を行ったところ、従業者 100 人未満の事業所で働く労働者の時間当たり所定内賃金額を全国平均で 1.9%押し上げる結果となった。ここ数年、押し上げ率は上昇傾向にあるが（図表 6）、影響率が上昇していることなどによるものとみられる。

（図表 6）最低賃金引上げによる平均賃金の押し上げ率（従業者 100 人未満事業所）



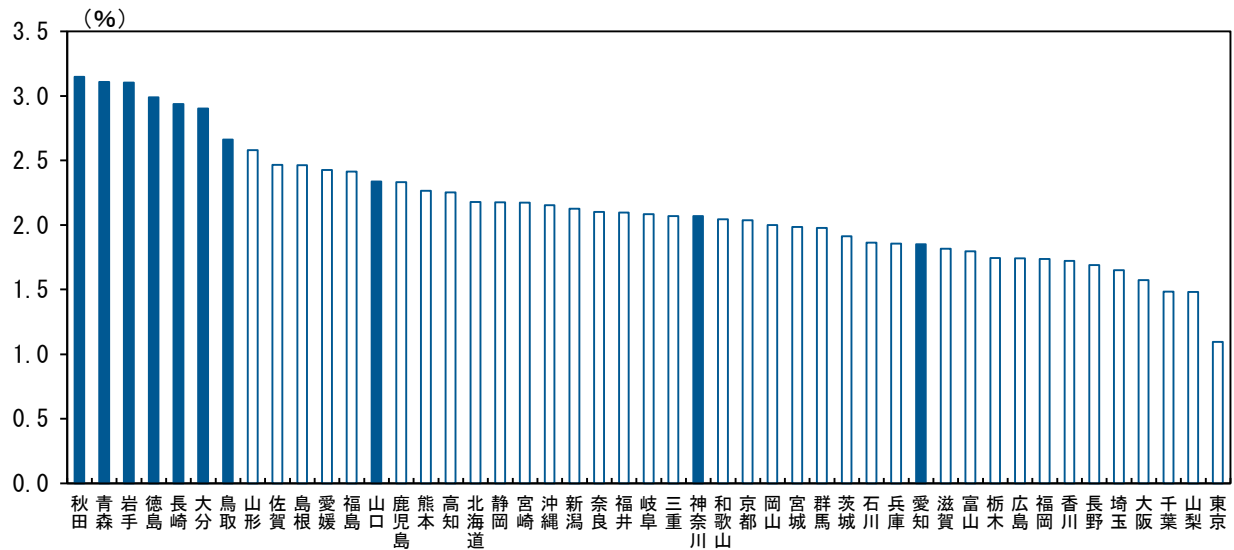
- （備考）
1. 異常値とみられる値について T-1 年と T+1 年の中間値を用いるなどの補完を行った
 2. 2025 年度については最低賃金の適用月のばらつきが大きい、全都道府県で同時に適用される（いわゆる出尽くしベース）と仮定
 3. 各年の見直し後の最低賃金の水準を下回る労働者の時間当たり所定内給与額が見直し後の最低賃金と同額まで引上げられた際の全体に対する押し上げ率を試算
 4. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

押し上げ率の試算結果を都道府県別にみると、影響率が高い県が押し上げ率でも上位に位置する傾向にあり、最低賃金引上げによる平均賃金の押し上げ率も、影響率と同様に、地方の県が目立つ結果となった（図表 7）。

また、その水準に着目すると、秋田県（3.1%）、青森県（3.1%）、岩手県（3.1%）、徳島県（3.0%）、長崎県（2.9%）、大分県（2.9%）などでは、足元の物価上昇率と同等かそれ以上の押し上げ率となっており、地方における最低賃金引上げによる平均賃金への影響の大きさが示唆される結果となった。

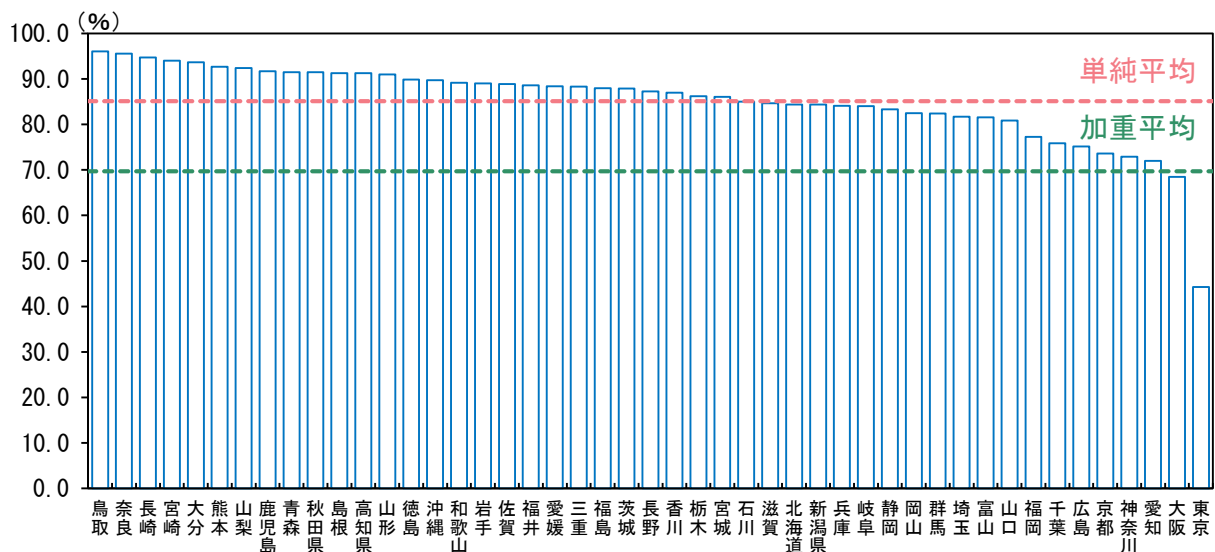
なお、中小企業で働く労働者の割合は加重平均で約 7 割となっているが、東京都、大阪府以外の 45 の道府県はこの水準を上回っており、9 割を超えるケースも少なくない（図表 8）。大企業で働く労働者が多い東京都が相当程度押下げに効いている格好であり、こうした状況を踏まえると、地方においては、最低賃金引上げが都道府県単位のマクロでみた所得環境に与える影響が、都市部に比べて相応に大きいものと考えられる。

(図表 7) 最低賃金引上げによる平均賃金の押上げ率（従業者 100 人未満、都道府県別）



- (備考) 1. 試算の方法は図表 6 と同様
 2. 塗りつぶしの県は従業者 100 人未満事業所における影響率が上位 10 位の県
 3. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

(図表 8) 中小企業で働く従業員の割合（都道府県別、2021 年）



(備考) 中小企業庁「中小企業白書」掲載資料を用いて作成

4. 最低賃金 1,500 円へ向けて

今後、最低賃金 1,500 円を目指す過程では、本稿で確認した影響の度合いが年々増していくことが予想され、春闘に加え、賃上げにおける最低賃金の注目度も高まっていくものとみられる。

もともと、最低賃金の引上げは個別企業の収益や労使関係と必ずしも関係なく半ば受け身で決まる性格のものであり、日本経済の持続的な成長に向けて期待される賃金と物価の好循環とは必ずしも馴染まない。

労働力人口が減少する中、採用力強化、賃上げ原資の確保、生産性の向上など取り組むべき課題は多岐に亘り、中小企業を中心に難しい局面が続くものと思われるが、最低賃金引上げを待つことなく、賃上げとその価格転嫁、生産性の改善などの取組みが広がり、それが相互に影響しあうことで、前向きな循環につながっていくことを期待したい。

【BOX】影響率と押上げ率の試算方法の概要

(1) 影響率の試算方法の概要

影響率の計算方法の概要は図表9のとおり。図表中における「★1」はT-1年に改定された最低賃金未滿を、「★2」はT年に改定予定の最低賃金未滿を、それぞれ示す。「最低賃金に関する基礎調査」は年度別・都道府県別・産業別（2区分）就業形態別（2区分）にシートを分けたExcelファイルで提供されている。試算では、集計したい区分に該当するすべての労働者（A）および新しい最低賃金未滿の労働者（B）について、該当するシートの情報を集計したうえで、比率を求めることで、影響率の試算を行った。

(図表9) 影響率の計算方法の概要（表は「最低賃金に関する基礎調査」の集計表）

第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
計	64,573 (100.0)	31,526 (100.0)	32,665 (100.0)	382 (100.0)
779円以下	494 (0.8)	355 (1.1)	139 (0.4)	
780円以下	494 (0.8)	355 (1.1)	139 (0.4)	
781円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
782円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
783円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
784円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
785円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
786円以下	511 (0.8)	372 (1.2)	139 (0.4)	
787円以下	528 (0.8)	389 (1.2)	139 (0.4)	
788円以下	543 (0.8)	404 (1.3)	139 (0.4)	
★1 789円以下	543 (0.8)	404 (1.3)	139 (0.4)	
790円以下	1,141 (1.8)	681 (2.2)	452 (1.4)	8 (2.1)
★2 791円以下	1,263 (2.0)	722 (2.3)	533 (1.6)	8 (2.1)
792円以下	1,318 (2.0)	749 (2.4)	560 (1.7)	9 (2.4)

影響率＝

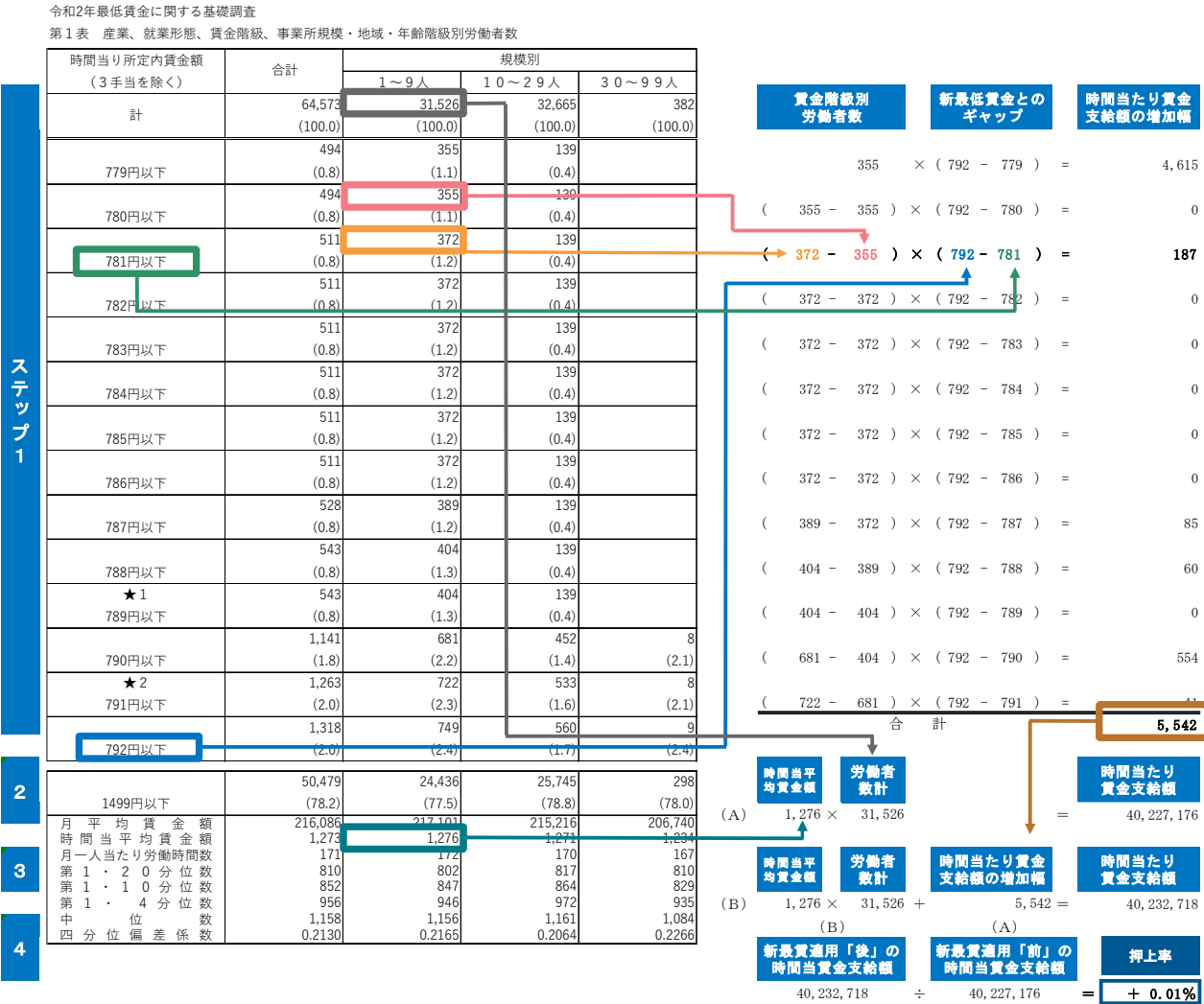
新しい最低賃金未滿の
労働者数（B）

すべての労働者数（A）

(2) 押上げ率の試算方法の概要

押上げ率の計算方法の概要は図表 10 のとおり。計算を 4 つのステップに分けると、ステップ 1 では、集計したい区分について、賃金階級別に時間当たりの賃金支給額（時給×労働者数）の増加幅を計算し、それらを合計する。次にステップ 2 では、改定後の最低賃金を反映前の段階での当該区分の時間当たり賃金支給額の合計を求める。次にステップ 3 では、ステップ 2 で求めた時間当たり賃金支給額にステップ 1 で求めた時間当たり賃金支給額の増加幅を加算する。最後に、ステップ 4 にて、ステップ 3 で求めた時間当たり賃金支給額（改定後の最低賃金適用後）とステップ 2 で求めた時間当たり賃金支給額（改定後の最低賃金適用前）との変化率を求めることで、押上げ率を試算する。

(図表 10) 影響率の計算方法の概要



本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。